

いわゆる「ごみ屋敷」対策について

1 取組概要

- ・いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を制定し、平成28年12月1日から施行し、対策を進めています。
- ・**ごみの排出の支援**
原則として、本人がごみの排出を行うものですが、近隣の生活環境が損なわれていて、本人が片付けに同意したものの、自ら行うことができない場合に、行政がその片付けを支援します。
- ・**措置（代執行など）**
周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースについては、指導・勧告・命令・代執行を行うことができます。

2 いわゆる「ごみ屋敷」の件数

平成28年度に把握した、いわゆる「ごみ屋敷」の件数	平成28年度に近隣への影響が解消等された件数	平成28年度末時点のいわゆる「ごみ屋敷」の件数	平成28年度に実施した排出支援の件数
93件	26件 (条例に基づく排出支援により解消されたものは 8件)	67件	11件 (平成28年度末時点で3件は排出支援継続中)

(各区の内訳は裏面に記載)

3 これまでの取組の振り返り

- ・収集事務所と区役所、特に、福祉部門との連携が強化され、共同で作業を進める関係が構築されました。また、収集事務所の福祉的視点への理解が深まり、地元事情の把握が広がりました。
- ・いわゆる「ごみ屋敷」が重要な行政課題であるとの認識のもと、道路管理者である土木事務所や警察署などとの連携による対応を図るなど、繋がりが広がりました。
- ・当局の排出支援では屋内事案が多くありました。堆積量が膨大で居室の維持や衛生面などから通常作業では対応が困難なものから、堆積量が多くはなく近隣への影響も少ないと思われるものまで多岐にわたりました。今後は、排出支援に向けて、事前に区役所と当局で十分な協議を行っていきます。

<いわゆる「ごみ屋敷」件数の各区内訳>

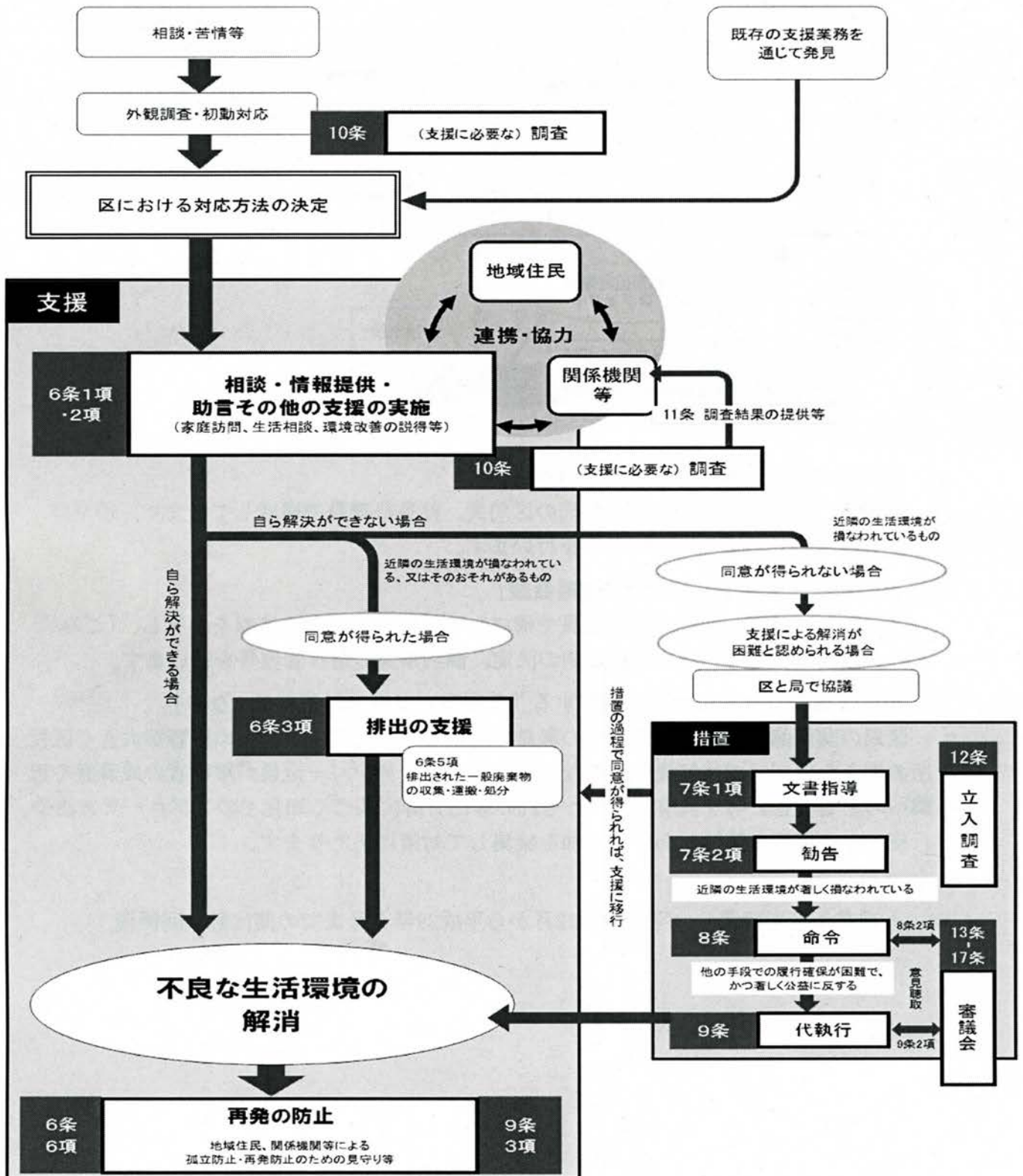
区名	(平成28年6月末時点)		28年度中に把握した近隣に影響がある不良な生活環境の件数	近隣への影響が解消等された件数	(平成29年3月末時点)
	近隣に影響がある不良な生活環境の件数	7月～3月までに新たに把握した件数			近隣に影響がある不良な生活環境の件数
全市合計	60	33	93	26	67

【区ごとの詳細】

鶴見	6	2	8	2	6
神奈川	5	1	6	3	3
西	3	2	5	0	5
中	15	5	20	4	16
南	5	3	8	3	5
港南	0	0	0	0	0
保土ヶ谷	3	1	4	1	3
旭	9	4	13	4	9
磯子	2	2	4	0	4
金沢	4	0	4	2	2
港北	1	5	6	1	5
緑	1	1	2	1	1
青葉	0	2	2	1	1
都筑	0	1	1	0	1
戸塚	2	2	4	1	3
栄	1	1	2	0	2
泉	1	0	1	0	1
瀬谷	2	1	3	3	0

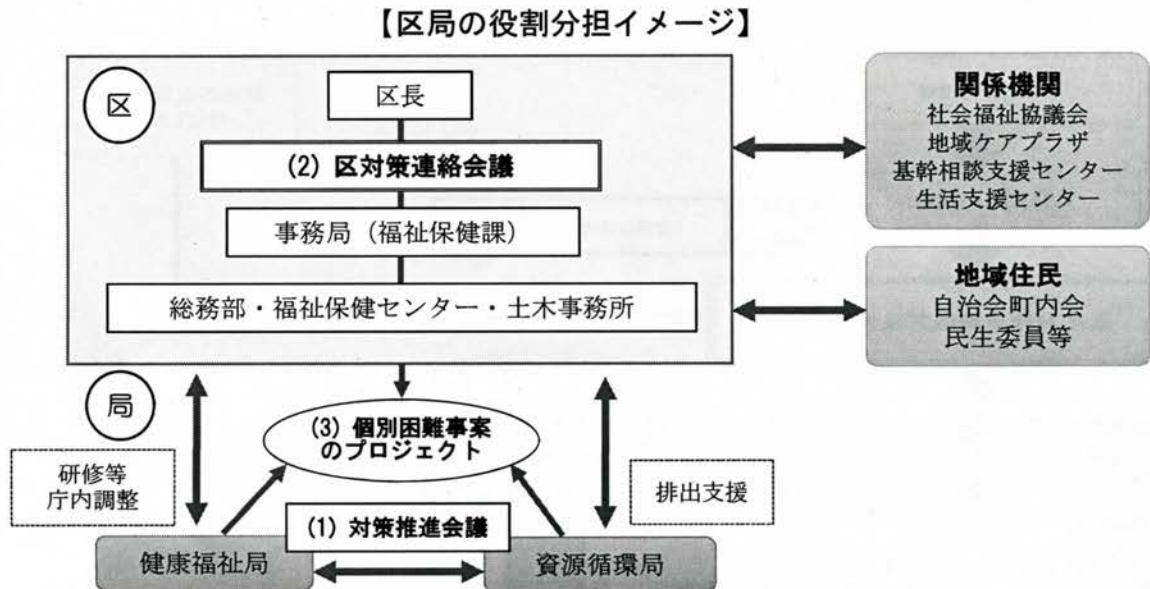
「ごみ屋敷」対策全体のイメージ及び推進体制等について

1 「ごみ屋敷」対策全体のイメージ



2 推進体制

18区役所と健康福祉局・資源循環局が一体となり、さらに関係機関や地域とともに対策に取り組み、根本的な問題解決を目指しています。



(1) 市全体の対策を推進する「対策推進会議」

区役所、健康福祉局、資源循環局の区局長、部長級職員で構成しています。市全体の「ごみ屋敷」対策の進捗管理等を行います。

(2) 区の対策を推進する「区対策連絡会議」

区長をトップに、部課長級の職員で構成しています。区内の情報を共有し、「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別事案の進捗管理等を行います。

(3) 解決が困難な事案の対策を検討する「個別事案対策検討プロジェクト」

区局の関係部署の課長、係長級の職員で構成しています。近隣への影響が大きく区役所の働きかけだけでは解決が困難な事案について、メンバー全員が堆積者の成育歴や近隣への影響度合い等を共有し、それぞれの専門分野に基づく知見でのアプローチ方法や、行使できる権限を議論しあい、英知を結集して対策にあたります。

<設置状況>

現在1区で設置し、平成28年12月から平成29年5月までの間に計6回開催

3 審議会について

(1) 目的

命令・代執行に関する事項及び本市の建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する対策への調査審議、答申を目的としています。

(2) 開催状況等

ア 第1回 平成28年12月22日

主な内容：会長・副会長の選出、審議会運営要綱の制定、対策に関する説明等

イ 第2回 平成29年5月2日

主な内容：平成28年度の取組実績について等

(3) 委員からいただいた主な意見

- 横浜市条例は、福祉的措置、予防など他都市と比較しても踏み込んでいる。2局と区が連携して関わる方法も評価できる。
- ごみ屋敷の背景がさまざまであること等、住民に理解してもらうことが大事。
- 条例化で、住民からの期待も高まる。市民の思いもしっかりと受け止めていかないといけない。